

小国町外一ヶ町公立病院組合 医師・看護職員及び医療従事者等
の負担軽減検討委員会 規程

(趣旨)

第1条 この規定は、小国町外一ヶ町公立病院組合に勤務する医師・看護職員及び医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改善を図るため、小国町外一ヶ町公立病院組合医師・看護職員及び医療従事者等の負担軽減検討委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 小国町外一ヶ町公立病院組合に勤務する医師、看護職員、医療関係職種及び事務職員等の役割分担に関すること。
- (2) 医師、看護職員及び医療従事者等の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握に関すること。
- (3) 医師、看護職員及び医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画（以下「計画」という。）の作成に関すること。
- (4) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) その他医師、看護職員及び医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改善に関すること。

2 委員会は、前項で作成した計画について、職員に周知徹底する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 総看護師長
- (4) 看護師長
- (5) 事務局長
- (6) 事務局員

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、副院長をもって充て、医師・看護職員及び医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改善に係る責任者とする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第8条 委員会に、医師・看護職員及び医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改善に関する専門の事項を検討させるため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員長が定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、病院事務局において処理する。

附 則

この規定は、平成30年8月21日から施行する。